

# 保存版

令和4年4月8日

保護者様

大阪市立南津守小学校  
校長 山本 武司

## 【重要】非常変災時等の措置について

平素は、本校教育活動にご理解ご支援をたまわり、まことにありがとうございます。地震・台風等の非常変災時等の措置について、大阪市教育委員会が定めた「非常変災時の措置基準」「災害発生時における児童の保護者等への引き渡しに関するルール」の事項に基づき、本校では非常変災時等の措置を次のように定めております。ご確認ください。

### 1 臨時休業措置の基準について

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、学校は臨時休業となります。また、午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、次の態様及び規模の災害等が発生した場合についても、学校は臨時休業の措置をとります。（令和2年5月28日 下の表のイ 下線部分を変更）

ア	大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ	西成区のいずれかの地域において河川氾濫の <u>警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令</u> があった場合。
ウ	大阪市のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
エ	「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

\* ただし、上記のア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害とその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業の措置をとる場合があります。

### 2 臨時休業措置のお知らせ方法について

午前7時を過ぎて始業時刻（8時30分）までに臨時休業措置とした場合、保護者メール配信・学校ホームページへの掲載の手段により連絡いたします。

### 3 臨時休業措置にもかかわらず児童が登校してしまった場合

保護者の方に迎えに来ていただきます。児童はそれまで学校待機となります。お仕事や交通機関の運休等によりすぐに来られないときは、学校へ連絡をお願いします。

### 4 登校後に下校措置が決定した場合

保護者の方に児童引き渡しの依頼を、保護者メール配信・学校ホームページ掲載の手段により連絡いたします。児童はそれまで学校待機となります。

引き渡しは以下の二段階で行います。ご確認ください。

	学校の対応	児童の動き	保護者の方へのお願い
第一段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>教室で児童を待機</u>させます。</li><li>・保護者メールでの連絡、学校ホームページへの掲載を通して、児童引き渡しの依頼を連絡します。</li></ul> <p><u>(* 1回目の連絡)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学級担任とともに教室待機</u>し、お迎えを待ちます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・メール、ホームページを確認後、<u>各教室までお子様のお迎えをお願いします。</u></li><li>・メールを確認したことをご回答ください。(文章は入力できません)</li><li>・お仕事や交通機関の運休等によりすぐに来られないときは、学校へ電話連絡をお願いします。</li></ul>
<b>第一段階でお迎えがない場合</b>			
第二段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>児童を講堂に移動</u>させます。</li><li>・保護者メール、学校ホームページで引き渡し依頼と現状を再び連絡します。</li></ul> <p><u>(* 2回目の連絡)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学校職員とともに講堂で待機</u>し、保護者の方のお迎えを待ちます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>講堂までお子様のお迎えをお願いします。</u></li></ul>

### 5 その他 — お知らせとお願い —

- \* 学校のメール登録がまだのご家庭は、できるだけ早く登録をお願いします。登録用紙の紛失又は有効期限切れの場合は至急ご連絡ください。
- \* 災害時、メール受信画面や学校ホームページをこまめにチェックするようにしてください。アクセス集中などにより簡易ホームページが表示された場合は、「TOP (最新記事)」をクリックすると内容を確認することができます。
- \* 万が一、通信手段が使用できない場合でも、保護者の方のお迎えをお願いします。
- \* 津波警報の発令、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難を最優先とします。
- \* 学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いします。